

碧南市監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、
保育園、幼稚園、小学校、中学校及び公民館の令和 2 年度定期監査を実施した
ので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

令和 2 年 12 月 1 日

碧南市監査委員 小 林 尚

碧南市監査委員 祢宜田 拓 治

令和 2 年度
定 期 監 査 報 告 書

保育園
幼稚園
小学校
中学校
公民館

碧南市監査委員

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査は、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象

保育園（2園）	鷺塚保育園、日進保育園
幼稚園（1園）	棚尾幼稚園
小学校（4校）	日進小学校、鷺塚小学校、棚尾小学校、新川小学校
中学校（2校）	中央中学校、南中学校
公民館（2館）	大浜公民館、棚尾公民館

3 監査の着眼点

- (1) 収入及び支出事務について、調定及び収納事務並びに支出負担行為が法令、予算等の定めに従って適正に処理されているか。
- (2) 保育園、幼稚園、小学校、中学校及び公民館の管理運営に伴う予算執行は適切か。
- (3) 保育園・幼稚園の園舎、小学校・中学校の校舎、運動場、砂場、運動器具、遊具等並びに公民館を含めた施設の安全点検及び消防施設等保守点検は、定期的に行われているか。
- (4) 保育園・幼稚園・小学校・中学校・公民館が管理している物品については、適切に管理されているか。

特に毒物劇物を管理している小・中学校については、次の4点については重点的に確認した。

- ア 購入した毒物劇物が受払簿に正しく記帳されているか。
 - イ その受払簿と専用の保管庫において保管される毒物劇物の残量が一致しているか。
 - ウ 保管品目、数量は適切か。
 - エ 廃棄手続きが適正に行われ、必要以上に在庫管理していないか。
- (5) 保育園・幼稚園・小学校・中学校・公民館が保管している現金の管理は適切か。

4 監査等の主な実施内容

令和元年度及び令和2年度8月末現在までの施設の状況について、施設長より説明を聴取し、関係帳簿について調査した。備品の管理状況について、管理台帳より抽出した数点について調査した。各小中学校における毒物劇物については、事前に現状の管理状況を確認した上で監査を実施した。その他、監査結果について施設関係者に講評し、改善すべき事項がある場合は、その内容について注意して事務を行うよう指示した。

5 監査等の実施場所及び日程

監査対象施設	実 施 日	実施場所
日進小学校、鷺塚保育園、鷺塚小学校、日進保育園	令和2年10月 2日	現 地
棚尾幼稚園、棚尾小学校、新川小学校、中央中学校、南中学校	令和2年10月 7日	
棚尾公民館、大浜公民館	令和2年10月13日	

6 監査の方法

財務事務において執行された事務が関係法令の趣旨に則って適正に処理されているかについて、あらかじめ提出のあった定期監査資料に基づき、関係帳簿を調査するとともに、関係職員より所掌事務の執行状況等の説明を求め実施した。

7 監査の範囲

平成31年4月1日から令和2年8月末日までの間における財務事務の執行

8 監査の結果等

各保育園・幼稚園・小学校・中学校・公民館において、それに係る財務管理、財産管理及び公金・準公金の管理について監査を行った。

その状況は、次のとおりである。

(1) 総括

監査を実施した事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

(2) 指摘項目（注意事項）

軽易な誤り等が見受けられたが、注意したので記述を省略した。

(3) 財務管理

ア 収入及び支出事務について

調定決議書兼徴収簿、予算執行伺書、予算執行状況（差引簿）、外出承認簿、その他関係帳簿の監査を行った結果、概ね適切であった。

イ 予算執行状況について

定期監査資料及び関連書類について関係職員の説明を求めて監査を行った結果適切であった。

(4) 財産管理について

ア 施設の維持管理について

保守点検が定期的かつ適切に行われていることを確認した。

イ 物品管理について

抽出した物品について現場確認を行なった結果、一部の物品について備品が確認できないものがあった。確認をされ、無いものは廃棄手続きをとるようにしてもらいたい。

(5) 現金の管理について

各保育園・幼稚園・小学校・中学校・公民館が保管している現金について、適切に管理されていることを確認した。

(6) その他

特になし